草津駅周辺ウォーカブル都市検討業務仕様書

1　業務の目的

本市は、令和３年２月にＪＲ草津駅周辺において滞在快適性等向上区域（ウォーカブル区域）の設定を行い、国土交通省が提唱する「居心地が良く歩きたくなる」ウォーカブルなまちづくりに取り組んでいる。

令和７年３月策定の「草津駅周辺エリア未来ビジョン」では、これまでのウォーカブルの取り組みを一層加速し、公共空間全体を居心地の良い、人中心の空間へと転換を図ることで、市民のウェルビーイング向上に繋げることを目指している。

本業務では、ＪＲ草津駅周辺エリアにおける車や自転車・人の現在の交通環境、人流動向や交通実態を、ビッグデータを用いてできる限り正確に把握することによって、ＪＲ草津駅周辺のウォーカブル区域を人中心のウォーカブルな空間にするための課題を整理し、自動車交通の抑制に向けた交通規制の手法、道路空間の活用を図る社会実験や道路整備など、今後実施すべき効果的な施策を検討することを目的とする。

2　対象エリア

草津駅周辺エリア未来ビジョンで定めるＪＲ草津駅周辺エリア（ウォーカブル区域を含む。）

ただし、本業務の目的達成のために必要な範囲については対象エリアに含めることができる。

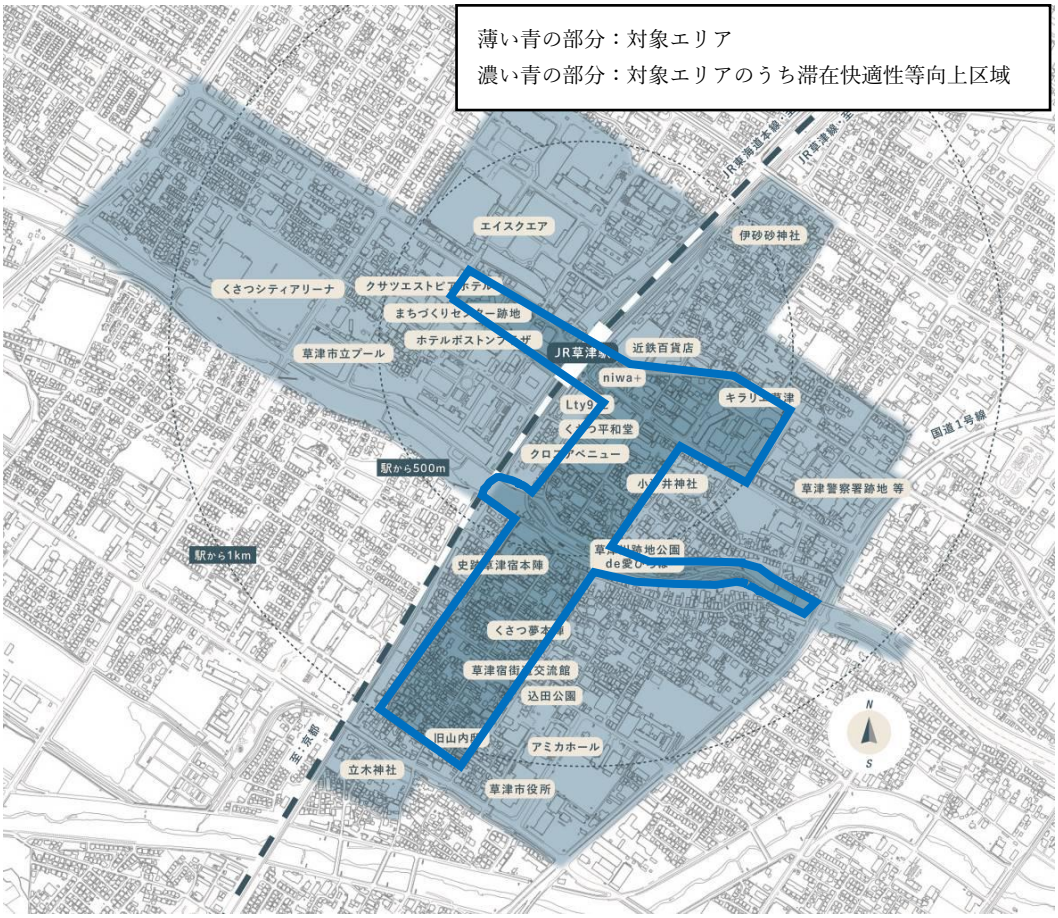

３　業務内容

（１）現況整理

国土交通省が定めるウォーカブルに関する各種ガイドラインに基づき「居心地が良く歩きやすい」道路空間を目指す第一歩として、対象エリア（特にウォーカブル区域）における道路利用状況や土地利用状況、人口動態、交通規制状況、駐車場・駐輪場の出入口の位置、マンションや駐車場の駐車台数等の交通環境を把握、整理する。

なお、現況整理については、下記先行調査の例を参考にすること。また、必要なデータのうち当市が保有または取得できる情報（簡易的な調査により取得できる情報を含む）については、発注者側で用意するものとする。

先行調査の例
・平成２８年度草津市駅周辺交通誘導調査 ・第６回近畿圏パーソントリップ調査 ・令和３年度 全国道路・街路交通情勢調査等

（２）ビッグデータを活用した人流動向および交通実態の調査

対象エリアの交通の全体像をできるだけ正確に把握するために、ビッグデータを活用した人流動向および交通実態調査を行う。

ビッグデータは受注者が業務の目的を鑑みて選定、取得（受注者負担）し、対象エリアにおける人流動向および交通実態を分析する。なお、取得するビッグデータの詳細（人流データの種類、データサンプル数、取得データの期間や分析項目等）については提案を基に発注者と協議の上で決定するものとする。発注者が想定している分析項目は、下記表「分析事項の例」に記載のとおりである。

ただし、ビッグデータだけで把握できない部分について、本業務の目的を達成するために必要となる情報については、発注者に提案したうえで、別途その他の統計情報や地理空間情報、アンケート調査等を組み合わせて調査するものとする。

なお、ビッグデータ等の取得・利用においては、個人情報の取扱いについて必要な対策を行ったうえで実施すること。

分析項目の例
移動者の属性（年代、職業等）、移動目的（仕事、学校等）、移動状況（出発地、目的地等）、移動時間帯（平日、休日、イベント開催時等）、移動手段（自動車、徒歩等）、交通量（曜日別（イベント開催時含む。）、時間帯別、手段別、起終点等）、など

（３）課題整理

上記（１）、（２）の結果により、対象エリアにおける周遊行動を明らかにし、本業務目的を達成するにあたっての課題を整理する。

（４）今後の方向性の提案

上記（１）～（３）を踏まえ、本業務の目的を達成するために本調査から得られたデータを根

拠として、今後実施すべき下記エリア別およびウォーカブル区域全体における自動車交通の抑制に向けた交通規制の手法、道路空間の活用を図る社会実験や道路整備等に加え、それに伴い発生し得る交通課題等への対応策を提案する。

・駅前エリア（特に草津駅東口ロータリー）
・駅東エリア（特に商店街通り）
・本陣エリア（特に本陣通り）
・駅西エリア（特に草津駅西口ロータリー）

（５）打合せ

業務遂行にあたっては発注者と密に連携することとし、打合せは、業務着手時、中間時（2 回）、完了時の計 4 回以上実施するものとする。

（６）その他

本調査業務を遂行するにあたっては、本調査業務と同等の調査をＪＲ南草津駅周辺エリアにおいても実施したり、今回の業務終了後も自立的、継続的に検討を展開したりできることを念頭に、可能な限り汎用性と継続性を見据えて実施すること。

４　履行期間

契約締結日から令和８年２月２７日まで

５　資料等の貸与および返却

・発注者は、本業務に必要な図書およびその他関係資料等を、受注者に貸与するものとする。
　貸与可能資料一覧：第６次草津市総合計画
　　草津市都市計画マスタープラン
　　草津駅周辺エリア未来ビジョン
　　草津市立地適正化計画
　　平成２８年度草津市駅周辺交通誘導調査　等
・受注者は、貸与された図書および、関係資料等の必要がなくなった場合は、直ちに発注者に返却するものとする。

６　成果品

・報告書（製本版：２部、Word 等編集が容易な形式の電子データ）
・その他、発注者が別に必要と認めたもの（電子データ）

７　留意事項

・その他疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議しその指示に従うこと。
・市担当者の指示により、関係協議等に係る資料等の作成を速やかに行うこと。
・成果品は発注者が自由に二次使用できるものとする。
・業務完了後、成果品に誤りが発見された場合は発注者の指示により、修正を行うこと。

８　その他

（１）環境配慮の周知について

受注者は、市ホームページに掲載している「環境にやさしい配慮指針」を確認の上、発注者が実施している環境マネジメントシステムに配慮した環境にやさしい事業活動を心掛けること。

（参照）草津市ホームページ－くらし・手続き－環境－草津市環境基本条例

また、草津市気候非常事態宣言の理念に基づき、ゼロカーボンシティの実現のため、温室効果ガスの低減に努めた事業活動を心掛けること。

（２）熱中症の予防について

本市は、熱中症予防を推進しており、また、労働安全衛生の観点からも事業主は熱中症による労働災害の防止に努めなければならないことから、特に梅雨から夏期にかけての時期は、次のことをはじめ、熱中症予防に万全を期すこと。

・高温多湿な作業場所での作業中は注意し、また頻繁に巡視を行うこと。

・無理な作業は控え、健康状態にも十分配慮すること。

・スポーツドリンク等の塩分を含む飲み物を摂取し、休憩をとるなど適切な対策を講じること。

（参照）草津市ホームページ－くらし・手続き－防犯・安心・安全－熱中症予防

（３）草津市の発注する物品の購入、役務の提供等（物品の買入れ、貸借、財産の売払い、その他役務提供、業務委託（建設工事等にかかる業務委託を除く。））における暴力団員等による不当介入の排除について

①受注者は、暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団員関係者、その他市発注工事等に対して不当な介入を行うすべての者）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合においては、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに草津警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。

②受注者は、前記により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書により草津警察署に届け出るとともに、担当職員等に報告するものとする。

（通報書については、草津市ホームページ（事業者向け－入札・契約－規則等－物品の購入等における不当介入に対する通報・連絡について）に掲載）

（４）業務実績情報システム（テクリス）への登録について

受注者は、契約時または変更時において、業務委託料が１００万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督職員にメール送信し監督職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、１５日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、１５日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、１５日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は３名までとする）。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督職員にメール送信される。

なお、変更時と完了時の間が、１５日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメールを送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。